

資料3-⑥

高齢者世帯に係る減免基準比較

自治体	減免基準	減免内容
小金井市	65歳以上の者のみの世帯で、前年度の市民税所得割が非課税であり、水道メーターを世帯単独で使用している世帯。当該世帯に65歳未満の同居者があっても、同居者全員の市民税所得割が非課税のときは65歳以上の者のみの世帯とみなす。	1月当たり8立方メートル相当額（基本使用料）
都下水道局	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定により老齢福祉年金を受給している世帯	1月当たり8立方メートル相当額（基本使用料）
東村山市	国民年金法等の一部を改正する法律附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金を受給している世帯であるとき。	1月当たり8立方メートル相当額（基本使用料）
日野市	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定により老齢福祉年金を受給している世帯	1月当たり8立方メートル相当額（基本使用料）
東久留米市	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法による老齢福祉年金の支給を受けている者	1月当たり10立方メートル相当額（基本使用料）
東大和市	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法による老齢福祉年金の支給を受けている者	1月当たり8立方メートル相当額（基本使用料）
多摩市	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定により老齢福祉年金を受給している世帯（東京都が定める減免内容に基づき減免）	1月当たり8立方メートル相当額（基本使用料）

※ 老齢福祉年金とは

国民年金発足当時（昭和36年4月1日）、既に高齢であったため、国民年金の受給要件を満たすことができなかった方に支給される年金（対象者は、明治44年4月1日以前に生まれた方と、明治44年4月2日から大正5年4月1日生まれまでの方で、保険料納付済み期間が1年未満であり、その保険料納付期間と免除期間を合わせた期間が、年齢に応じた一定の期間がある方）